

処 分 基 準

平成 27 年 12 月 10 日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第 11 条第 3 項
処 分 の 概 要 : 銃砲の所持許可の取消し
原権者 (委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第 11 条第 3 項
処 分 基 準 : 当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :